

【4-7】

独立行政法人国立病院機構呉医療センターにおける 感染対策のための指針

1. 目的

この指針は、独立行政法人国立病院機構呉医療センターにおいて必要な事項を定め、適切な感染対策を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

2. 感染対策のための基本方針

感染対策は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、医療施設及び職員個人が、感染対策の必要性・重要性を医療施設及び職員自身の課題と認識し、感染対策体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため、独立行政法人国立病院機構呉医療センターは、感染対策体制を確立するとともに、感染対策マニュアルを作成する。

3. 感染制御の組織化

医療施設管理者が積極的に感染制御に関わるとともに、感染対策委員会、感染コントロールチームなどが中心となって、総ての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動を行う。感染対策委員会は各部門の代表者（管理的立場にある職員、医師、看護師、薬剤師、検査技師等）が参加し定期的に開催し、感染対策のために必要な事項を審議する。また、直接的に感染制御を実務担当する感染制御医師、感染制御看護師もしくは感染制御担当者などからなる感染コントロールチームが任命される。

院長は、感染対策に関する権限を感染対策室長に委任する。

感染対策室長は、院長の指示により以下の業務を行う。

- ・個々の感染症例への対応：個々の症例の調査を行い、職員への助言及び指導を行う。
- ・サーベイランス業務：院内における感染症に関する情報を把握、分析、評価し、効率的な感染対策に役立てる。
- ・コンサルテーション業務：感染対策のため、職員を支援・評価・指導する。
- ・職員の教育、啓発、情報発信：感染予防に関する情報を提供するとともに、職員の知識の向上を図る。

4. 感染対策のための職員研修

個々の職員の感染対策に対する意識を高め、業務を遂行するうえでの技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため、医療に係る感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し研修を行う。研修は職種横断的な参加のもとに行われるものとする。

研修会は以下の内容を含むこととし、実施記録を保管する。

- ・医療機関全体に共通する感染対策に関する内容とする。
- ・年2回程度定期的に行われ、それ以外にも必要に応じて開催されるもの。

5. 感染症発生時の報告

感染症の発生状況の報告は、院内感染の発生の予防とまん延の防止を図ることを目的とする。職員は報告が必要な感染症の発生を確認したときには、速やかに感染対策担当者に報告する義務

を負う。

6. 院内感染発生時の対応

当院で院内感染が発生した場合、周辺への拡大を防止しながら治療を行い、集団発生あるいは異常発生が考えられるときは、地域保健所と連絡を密にして対応する。

7. 患者さん等に対する指針の閲覧に関する基本方針

患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため、本指針を院内掲示や病院ホームページに掲載し、積極的な閲覧の推進に努める。

8. その他院内における感染対策の推進のために必要な事項

院内における感染対策の推進のため、当院の感染対策マニュアルを別途定める。

附則

(施行期日)

本指針は、平成19年7月1日から施行する。

平成23年9月1日一部改正

平成28年2月1日一部改正《文責・医療安全管理部》

令和3年11月1日一部改正